「第4次 健康いるま21計画」の策定について

本市では、平成20年度に「健康いるま21計画」を策定し、市民の健康づくりを推進するための総合的な取組を展開してきました。平成26年度には、その後継計画として「第2次健康いるま21計画」を策定し、新たな課題に対しての施策強化のための取組を推進しました。さらに、令和元年度には「第3次健康いるま21計画」を策定し、健康づくり施策のより一層の充実を図っています。

そして、第3次計画が令和5年度末をもって終了するにあたり、新たな社会状況の変化や 健康課題等に対応し、市民のさらなる健康づくりを推進するため、「第4次健康いるま21 計画」を策定します。

「第4次健康いるま21計画」においては、「第3次元気な入間食育推進計画」、「第2次 歯と口腔の健康づくり基本計画」および「第2次入間市自殺対策計画」を統合した計画と し、各分野の取組を相互に進めていきたいと考えています。

【現計画】

①「第3次 健康いるま21計画」(令和元年度~令和5年度)

基本理念を『だれもが生き生き「元気な入間」』とし、基本方針に「健康寿命の延伸」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「健康を支え、守るための地域づくり」の3つを掲げ、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「たばこ・アルコール」「歯と口腔の健康」「生活習慣予防」「地域づくり」の7つの分野ごとに成人を対象とした目標を設定しています。

②「第2次 元気な入間食育推進計画」(平成29年度~令和5年度)

基本理念を『「食」を通して、市民が心身ともに健康で、さまざまな交流の環を広げ、恵まれた自然・環境に感謝し、市民・地域・各主団体などと行政が協働により、元気な入間の食育を推進していきます。』とし、『「食」を通じて生きる力を育む』基本方針に沿い、人・まち・自然の3つを大きな柱として取り組んでいます。

全年齢を対象とし、ライフステージごとに目標を設定しています。なお、計画の包含に向け、異なっていた計画期間を合わせるために計画を延長しました。

③「入間市歯と口腔の健康づくり基本計画」(平成27年7月~令和5年度)

市条例に基づく計画です。めざす姿を「いつまでも健康な口で、食べる喜びをかみしめよう」とし、基本理念を「市民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること」「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯

科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康を推進すること」「保健、医療、 社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力 を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること」としています。

全年齢を対象とし、ライフステージごとに目標を設定しています。なお、計画の包含に向け、異なっていた計画期間を合わせるために計画を延長ました。

④「入間市自殺対策計画」(令和元年度~令和5年度)

基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」とし、大綱に示された5つの基本方針「生きることの包括的な支援として推進」「関連施策との連携の強化」「対応の段階に応じた施策の効果的な実施」「実践と啓発を両輪とした推進」「関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進」に沿った、総合的な対策を推進しています。

全年齢を対象とし、国の大綱をふまえ具体的な推進策をまとめています。

【計画策定スケジュール】

<令和4年度>

- 「健康いるま21策定委員会」「健康いるま21ワーキングチーム」を設置
- 市民実態調査を実施
- 「健康福祉センター運営協議会」において諮問

<令和5年度>

- 「健康いるま21策定委員会」「健康いるま21ワーキングチーム」において素案の検討
- 「健康福祉センター運営協議会」において答申

<令和6年度>

• 計画書公表

【基本理念】

健康と幸せを実感できる Well-being City いるま

本計画は、第6次入間市総合計画・後期基本計画の第3章「ささえあいのまちづくり」第6節における重点的取組「健康づくりの推進」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりや病気の予防に取り組み、誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができる「Well-being City いるま」を目指します。

※「Well-being」とは:個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に 良好な状態にあることを意味する概念

【基本方針】

4つの基本方針を掲げ、基本理念の実現を目指します。

●健康寿命の延伸

誰もが生涯にわたり、健康で幸せを実感し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう健康づくり、生活習慣病予防、バランスのよい食生活、歯と口腔の健康等の推進により健康寿命の延伸を目指します。

●健康的な生活習慣の獲得と健康問題の早期発見・重症化予防の徹底

各ライフステージに応じた健康的な生活習慣を身につけ、自己の健康状態を認識し、疾病 予防や生活習慣の改善に向けて、健康診査・健康教育の充実に努め、生活習慣病、精神疾 患、こころの健康問題などの予防、早期発見、重症化予防の徹底を図ります。

●健康を支え、守るための地域づくり

市民一人ひとりが健康で充実した生活を送れるよう、地域の特性に応じた健康な地域づくりと共生社会の実現を目指し、各関係機関との連携を推進します。

健康危機に関する情報を迅速かつ的確に収集し、市民に対し正確な情報提供に努めるとと もに、各関係機関と連携し、保健活動を推進します。

●生涯にわたり持続できる健康づくり

誰もが生涯にわたり、心身ともに健康な生活を継続できるよう、それぞれの社会環境やニーズに応じた取組と環境づくりを推進します。

【対象分野】

以下の6つの対象分野ごとに施策を策定します。

- ●栄養・食生活 ●身体活動・運動 ●休養・こころの健康
- ●たばこ・アルコール ●歯と□腔の健康 ●生活習慣病予防

【計画の期間】

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、本計画期間中に国や県の方向性や市を取り巻く社会環境などに大きな変化が生じた 場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

【第4次健康いるま21計画 計画期間】

